

## 第36回 原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 1996年5月28日(火) 10:00～

2. 場 所 委員会会議室

### 3. 議 題

- (1) 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の設置変更)について(答申)
- (2) 越境損害の法的救済に関する調査について
- (3) 高レベル事業推進準備会「中間とりまとめ(平成7年度)」について
- (4) その他

### 4. 審議事項

#### (1) 議事録の確認

第35回原子力委員会臨時会議議事録(案)が了承された。

#### (2) 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の設置変更)について(答申)

平成8年2月15日付け7資庁第14393号(平成8年3月28日付け7資庁第14393号をもって一部補正)をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注) 本件は、3号炉核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備の1号、2号及び3号炉による共用化、1号炉の蒸気発生器の取り替え、1号及び2号炉の出力分布調整用制御棒クラスタの撤去、1号及び2号炉におけるB型バーナブルポイズンの採用、1号及び2号炉の液体廃棄物廃棄設備の一部の1号及び2号炉の共用化、蒸気発生器保管庫の設置並びに3号炉使用済樹脂貯蔵タンクの1号、2号及び3号炉による共用化を行うものである。

#### (3) 越境損害の法的救済に関する調査について

標記の件について、成蹊大学法学部長・廣部教授より、IAEAにおける原子力損害の民事責任に関するウィーン条約の改正作業等中心に原子力に関わる越境損害の法的救済について、報告があった。

#### (4) 高レベル事業推進準備会「中間とりまとめ(平成7年度)」について

標記の件について、高レベル放射性廃棄物対策推進協議会の下に設けられた高レベル事業推進準備会の林会長より、事業化計画、実施主体、事業資金地域との共生、国民的理解の促進及び海外動向調査等、準備会がこれまで行ってきた高レベル放射性廃棄物処分の事業化に関する調査検討の成果である「中間とりまとめ（平成7年度）」が報告された。

これに対し、委員より、

- ・ 処分事業において立地は特に重要であり、地域住民の判断の依り所となる処分の前提条件をどれだけ詳細に示せるかが重要である。
- ・ 高レベル放射性廃棄物処分は、一般にはなじみにくい分野であるため、その概念や安全確保の仕組みの説明にあっては、わかり易いことを主として国民的理解の促進に努力すべきである。
- ・ 高レベル放射性廃棄物の再資源化の可能性を考慮し、処分の推進に並行し、群分離・消滅処理を科学的な課題として進めるとともに、廃棄物の体系の中での高レベル放射性廃棄物の位置づけを明確にすべき等の意見があった。

以 上